

A16 事業主がスタッフのレクレーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加したスタッフが受ける経済的利益については、そのスタッフの給与として課税しなくても差し支えありません。

事業主が、当該行事に参加しなかったスタッフ（業務の必要に応じて参加できなかった者を除く）に対し、その参加に換えて金銭を支給する場合または事業主家族（理事）だけを対象として当該行事の費用を負担する場合は、その者への経済的利益（給与）として課税されます。

また、これら行事の非課税とされる支出金額は、一般的に妥当な金額であるとされ、高額な支出の場合は当然に給与として課税されます。